

地域コミュニティのあり方検討委員会会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地域コミュニティのあり方検討委員会（以下「委員会」という。）の会議の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、受付簿に住所、氏名を記入し、傍聴の許可を受けなければならない。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、会場の広さに応じその都度設定する。

(傍聴者の遵守事項)

第4条 傍聴人は、会議を傍聴するに当たって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議中は、静粛に傍聴するものとし、会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により、公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 談話し、又は騒ぎ立てる等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の審議等を阻害する行為をしないこと。

(撮影、録画、録音等の禁止)

第5条 傍聴人は、撮影、録画、録音等をしてはならない。ただし、特に委員会の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第6条 傍聴人は、会議を非公開とする委員会の議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

2 傍聴人が、この要領の規定に違反したときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委員長等の指示)

第7条 傍聴人は、委員長及び職員の指示に従わなければならない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成30年6月11日から施行する。